

# 『新ハイブリッド民法2』補遺

—2025年成立の譲渡担保法を中心に—

## 1 譲渡担保契約法の成立と法成立の背景等

本補遺は、2025年5月30日に成立した「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」（以下、「譲渡担保法」という。条文は、単に「法〇条」として引用）が成立した。本法は、成立から2年半以内に施行される。

従来の日本企業の資金調達では不動産担保や個人保証が多用されてきた。しかし、不動産を持たないベンチャー・スタートアップ企業は不動産を有せず、個人保証は創業者に過度な負担を課すことから、資金調達手段として動産や売掛債権の担保の活用が模索されてきた。しかし、民法には設定者が使用収益を継続できる動産担保権は規定されておらず、これらの担保の活用は譲渡担保法理によってきたが、その実行手続や他の権利との優劣など、判例によるルールでは不明確な点が多く残されてきた。

そこで、2021年2月、法務大臣からの諮問により「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との指示が出され、法制審議会での議論が始まり、約4年間の審議を経て譲渡担保法に結実した。

## 2 法律の形式と構成

譲渡担保法は、新たな担保物権を設けるのではなく、担保目的で財産を譲渡する契約の効力として規定を設ける。実質的に担保取引として利用される仮登記担保が、一定の要件を満たす代物弁済の予約等の効力を定めるという形式で立法化され、仮登記担保法が制定されたことを参考とした。

従来、譲渡担保の法的構成としては、権利移転の構成（「所有権的構成」）と担保的構成という2つの考え方があったとされた。譲渡担保法は、そのどちらを採用するかについては解釈に委ね、明文の規定は置いていない。

## 3 譲渡担保法の適用対象

譲渡担保法の適用対象となる譲渡担保契約は、動産、債権その他の財産を目的財産とする（法2条1号）。もっとも、不動産など、抵当権の目的物とすることができる財産は適用

対象から除外されている(法2条1号イ)。すなわち、譲渡担保法は不動産譲渡担保には適用されず、これについては従来通り判例法理によって規律されることとなる。

そのほか、特許権、実用新案権、意匠権、商標権および育成者権等を目的とする譲渡担保契約も、譲渡担保法の適用対象から除外されている(法2条1号ロ)。他方で、譲渡担保法の適用対象となる所有権留保契約は、もっぱら動産を目的とするもの(法2条16号イ及びロ)に限られる。

#### 4 譲渡担保契約の効力

法3条は、譲渡担保契約の内容を優先弁済権として規定する。法4条は、被担保債権について、抵当権の民法375条のように「利息その他の定期金」を最後の2年分に制限していない。先順位譲渡担保権者の被担保債権が公示されないので、このような制限を置く意義に乏しい(ただし、別段の定めは可能〔法4条但書〕)。

法5条は、被担保債権の不履行前には譲渡担保権者は譲渡担保財産を譲渡する権限を有しないと定め、不履行前の私的実行による譲渡を無効とする。その反面、設定者は、譲渡担保権の負担が付いた所有権を有しているのを、それを第三者に譲渡することや、後順位の担保権を設定すること(法6条)、および、後順位譲渡担保権を設定することもできる(法7条。判例〔最判平成18・7・20民集60巻6号2499頁〕の明文化)。後順位譲渡担保権者は、優先する動産譲渡担保権者の全員の同意がある場合のみ私的実行をすることができ(法62条1項・67条)、先順位者が有する清算金支払請求権に対して、後順位者は物上代位をすることができる(法9条3項)。

譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として金銭等債権を差し押さえた場合、譲渡担保権は、その差押えの時点を基準として、それより後に対抗要件が具備された当該金銭等債権を目的とする質権または譲渡担保権に優先する(法9条2項)。譲渡担保権の対抗要件の公示性の弱さ(動産譲渡担保権なら占有改定〔民183条〕)を考慮して、抵当権設定登記の時点が基準とされる(最判平成10・1・30民集52巻1号1頁→本書199頁) 抵当権の物上代位権の場合とは異なる。

なお、法2条5号にいう「譲渡担保権設定者」は、「譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者(その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者)をいう」ので、債務者・物上保証人のみならず、第三取得者も含まれる。

#### 5 個別動産譲渡担保契約

(1) 占有改定劣後ルール 動産譲渡担保権の対抗要件は、目的物が動産であることから民法上の「引渡し」(民178条)である。しかし、占有改定(民183条)は、外形的な変化が

全くなく公示方法として不完全なため（実質的には公示がないに等しい）、譲渡担保の公示性を高める必要性から、占有改定によって対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、その時間的な先後にかかわらず、それ以外の方法（現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転および動産譲渡登記）によって対抗要件を備えた動産譲渡担保権よりも劣後する（法36条1項、「占有改定劣後ルール」）。例えば、金融機関が譲渡担保権の目的としようとする動産について、譲渡担保権設定者が現に所持して占有しており、かつ、その時点でなお動産譲渡登記がなされていない場合には、仮に当該動産について先行する譲渡担保権が存在し、かつ占有改定により対抗要件を備えていたとしても、動産譲渡登記を備えることにより、占有改定により対抗要件を備えた他の譲渡担保権に優先する譲渡担保権を確保することができる。

抵当権については、登記によって物権変動の対抗要件を具備すること自体は民法177条によるが、そのときの順位関係をどうするかは別途、民法373条が規律する。法37条は、これを参考に、対抗要件を何によって具備するかという問題と、優先順位を何によって決定するかという問題を切り離した。占有改定は、対抗力はあるが、優先順位決定の効力が弱い「対抗要件具備」方法として位置付けられ、動産譲渡担保権の対抗要件は、もっぱら他の一般債権者に対する優先のためにあるとして、その優劣決定のルールは、法32条から38条が規定する。

ただし、占有改定劣後ルールは、あくまで担保権どうしの競合の場合にだけ適用され（法36条1項はあくまで担保権どうしの競合のみを規律）、担保権と動産の真正譲渡との優劣には適用されない。また、いったん現実の引渡しを受けるなどした後、結局、設定者が直接占有する場合についても、同様の考慮から「占有改定劣後ルール」が適用される（法36条2項）。

(2) 牽連性担保権（法31条） 外国から商品を輸入する業者に対して金融機関が購入資金の融資等を行う際に、当該業者が金融機関に対し、輸入される商品を目的として譲渡担保権を設定することがあり、このような取引においては占有改定によって対抗要件を具備する実務が確立している（最判平成29・5・10民集71巻5号789頁）。法36条が占有改定劣後ルールを採用した結果、上記輸入ファイナンスの安定した実務が多大な影響を受けることが懸念された。とりわけ、取引実務においては典型的には仕入れ資金など、あまり金額が大きくなくその量が多い、また、継続的に発生する場合もあれば、単発でしか発生しない場合もあり、商売の実態によって様々な動産譲渡登記を備えることが現実的ではなかった。

そこで、占有改定劣後ルールの例外として、「牽連性のある金銭債務」を担保する動産譲渡担保権は、「引渡し」（民178条）を受けることなくして、他の担保権に優先する（法31条1項、「狭義の牽連性担保権」）。「牽連性のある金銭債務」とは、目的動産の代金債務、あるいはその立替払の求償債務を指す（これらの利息、違約金、実行費用、損害賠償を含

む)。法31条2項は、32条および35条から37条までの規定の適用について、31条1項の牽連性担保権が36条の占有改定劣後ルールの適用を受けず、占有改定以外の方法で「引渡し」を受けたものとして扱い、上記実務の要請に応えることとした。

以上の措置は、牽連性のある債務を担保する狭義の所有権留保（法2条16号）において、所有権留保動産の引渡しがなくても、留保売主等が留保所有権を第三者に対抗できるとした扱い（法109条2項参照）と一貫させるものである。ただし、登記・登録を必須とする登録自動車など（法46条）については、法31条は適用されない。

(3) 動産譲渡担保権の効力等 動産譲渡担保権は、その設定後に当該動産に付属させられたもの（設定者の所有に限る）（法27条）や、被担保債務の債務不履行後、目的動産の天然果実にあつては（法28条）。民法371条と異なり、対象が天然果実に限定されているのは、法定果実については物上代位（法9条）を使って効力を及ぼすことを意味する。

動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の使用・収益権（法29条1項）を有し、その使用・収益について善管注意義務（同条2項）を負う。また、譲渡担保動産の侵害に対して、妨害排除請求権（法30条1項各号の妨害停止・予防・返還請求権）を有する。

## 6 動産譲渡担保権の順位・他の担保権等との優劣

(1) 動産譲渡担保権の対抗・順位 同一の動産上に数個の動産譲渡担保権が競合する（重複設定）場合（法7条）、相互の順位は、その動産の「引渡し」の前後による（法32条）。登記または登録をしなければ権利の得喪および変更を第三者に対抗できない動産にあっては、登記または登録の前後による。法32条で定められた上記の順位ルールは、各動産譲渡担保権者の合意によって変更できる（利害関係者の承諾が必要）。ただし、合意による変更は、特例法の定める順位変更の登記をしなければ効力を生じない（法33条1項・2項）。

(2) 動産譲渡担保権と先取特権との競合 動産譲渡担保権者は、民法330条の規定による第1順位の先取特権者（不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権者）と同一の権利を有する（先取特権との優劣については、占有改定劣後ルールの適用はない）（法34条1項）。

(3) 動産譲渡担保権と動産質権との競合 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての「引渡し」と、動産質権の設定の前後による（法35条）。動産質権の設定は、債権者によってその目的物を現実に引き渡すことによって効力を生ずる（民342・344条）ので、動産の譲渡についての引渡しとの前後で順位を決めることとなる。なお、この場合には、占有改定劣後ルール（法36条1項）と牽連性担保権の特則（法37条）の適用がある。

(4) 牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の優先（法37条）の特例ルールの時的限界 法37条ただし書各号は、他の競合する担保権者（個別・集合動産譲渡担保権者他）が目的物の担保価値を確定的に把握したと評価できる時点までに引渡しを受けることを牽連性担保権の時的限界とする。換言すれば、そのような状態が生じた後に、牽連性担

保権が対抗要件を具備したとみなされても（その対抗要件がたとえ占有改定であっても、占有改定劣後ルールの適用を受けない結果、それ以外の他の対抗要件を具備したものととして扱われる〔法31条2項〕）、競合する担保権には優先できない（「引渡しの前後」という原則の修正）。

次に、牽連性担保権が先に対抗要件を具備したとみなされれば（法31条2項）、後発の他の競合する担保権に優先する（占有改定劣後ルールは、牽連性担保権〔狭義の所有権留保を含む〕には適用されない）。

(5) 転動産譲渡担保 法38条1項は、民法376条のような順位の譲渡・放棄、抵当権の譲渡・放棄を認めず、民法374条の「抵当権の順位の変更」に対応する転譲渡担保のみ認める。順位の譲渡などはニーズがないとされる。

転動産譲渡担保権の対抗要件は動産譲渡登記のみである（法38条2項、特例法10条の2第1項）。民法178条の占有改定などの引渡しでは十分に譲渡担保権の内容が公示されないため、これらの方法を認めない。数人のために2つ以上の転動産譲渡担保権が設定されたとき、登記の前後によって権利の順位が決まる（法38条3項）。

## 7 動産譲渡担保権の実行方法

譲渡担保法の規定する実行方法としては、①帰属清算（法60条）、②処分清算（法61条）、③物上代位（法9条）、④民事執行法による動産競売（法72条2項）や⑤配当要求（法72条1項）の5つがある。

(1) 帰属清算方式 帰属清算方式による（私的）実行とは、動産譲渡担保権者が、被担保債権の弁済に代えて目的動産を自己に帰属させ帰属清算時の目的動産の価額が被担保債権額を上回るときは、その差額を清算金として譲渡担保権設定者に支払うことによる。この実行には、まず、動産譲渡担保権者から設定者に対して帰属清算の通知をする（法60条1項）。この通知には、①目的動産をもって被担保債権の弁済に充てること、②帰属清算時における目的動産の見積価額およびその算定根拠、③帰属清算時における被担保債権の額の記載を要する（同条1項1号～3号）。当該譲渡担保権は、帰属清算の通知から2週間を経過した時または譲渡担保権者が当該動産の引渡しを受けたときに消滅する（法60条1項本文）。この2週間は、設定者が所有権を回復するための猶予期間であり、期間内に設定者が目的物を損傷したりするリスクには、私的実行完了前の保全処分（法75条以下）で対応する。もっとも、動産譲渡担保権においては、帰属清算の通知から2週間が経過していても、担保権者が目的動産の引渡し（占有改定を除く）を受けたときは、実行の効果が発生する（法60条1項）。

法60条3項は、同条1項の帰属清算の通知について、その相手方として、譲渡担保権設定者から目的財産を譲り受けた第三取得者がいる場合（「動産譲渡担保権当初設定者が有し

ていた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者)であっても、当初の設定者に対して通知をなせば足りるとする。これは、本法6条によって、設定者が譲渡担保の目的財産に関する権利を第三者に譲渡できることを認めることを前提として、①担保権者に第三取得者が誰かを判断して、私的実行の通知の相手方を探索・判断するリスクを負わせることは妥当でないこと、②第三取得者は、担保権者の同意を得て設定者から担保権設定契約上の地位の移転を受けることによって「設定者」の地位を取得することができ、これによって実務上のニーズにも一定程度対応できること、などを理由とする。

譲渡担保目的財産の価額が被担保債権額より大きいとき、譲渡担保権者が設定者に対し清算金の返還義務を負う(法60条4項)。後順位の譲渡担保権者がいる場合には、私的実行をする当該譲渡担保権者自身が動産譲渡登記を経由しており、かつ、占有改定以外の態様で動産の引渡しを受けた場合に、譲渡登記上に競合担保登記目録が記録されている他の動産譲渡担保権者および留保売主として登録されている全ての者に対して、私的実行をした旨の通知をしなければならない(法64条1項)。この通知により、後順位担保権者は、譲渡担保設定者の取得する清算金支払請求権に対して物上代位の差押えをする機会を得ることができる(法9条3項)。

法60条5項は民法533条を準用して、処分清算金の支払と動産の引渡しとが同時履行関係に立つとした。譲渡担保権設定者が帰属清算金を確保するという要請と、他方で、譲渡担保権者が譲渡担保動産を迅速に手に入れるという要請を調和する趣旨である。ただし、見積金額を基礎に計算した清算金の額との同時履行で足りる(法60条5項括弧書)。本来の帰属清算金よりは少ない額ではあるが、動産譲渡担保権者がこの金額を提供すれば、動産譲渡担保権設定者は譲渡担保動産の引渡しを拒めない。また、法60条6項は、清算金支払請求権を被担保債権とする留置権の主張も認めている。

(2) 処分清算方式 譲渡担保権者は、被担保債権の債務不履行後、目的財産を第三者に譲渡することができる(「処分清算譲渡」、法61条1項)。担保権者が目的財産を処分清算譲渡した場合には、その評価額、被担保債権額等を設定者に通知することが必要である(法61条2項)。設定者として目的物の評価額について一定の見解はあるとしても、まずは担保権者から処分価額や評価額の通知を受けて、清算金の有無や金額(さらには同時履行や留置権の有無)を認識することになる。

通知から2週間の経過により、私的実行の効果が発生し、第三者に目的物の所有権が移転して被担保債権消滅の効果が生じ、同時に設定者の受戻権も消滅して、被担保債権を弁済して所有権を回復することもできなくなる(法61条1項)。また、上記の通知から2週間が経過していなくても、担保権者又は処分の相手方が目的動産の引渡し(占有改定を除く)を受けたときは、実行の効果が発生する(同1項)。

法61条3項は、担保権者が算定した譲渡担保動産の見積価額が、「合理的な方法により」

算出したものであることを要求する。動産は、不動産のように客観性の高い評価方法が確立していないうえ、その価額が大きく変動するという特徴を有するから、その第三者への処分価額こそが客観的な価額と見ることができるといえる場合が多い。よって、担保権者が自身の占有している目的物を第三者に処分した場合には、処分に至る過程や処分先の選定、処分方法等に特に不合理な点がない限り、原則としてその処分価額が客観的な価額であると考えられる。

これに対して、譲渡担保権設定者が占有している目的物を、そのままの状態で第三者に譲渡した場合の処分価額については、目的物の状態を担保権者が直接確認できないことや、円滑に設定者から目的物の引渡しを受けられるかが不明であることから、一定のディスカウントが働くことも考えられるため、最終的には事実認定に委ねられる。

処分清算金の支払と動産の引渡しとの同時履行関係（法61条6項）、および譲渡担保動産に対する譲渡担保権設定者の留置権の主張（法61条7項）は、帰属清算に準じる。

(3) 後順位の譲渡担保権の私的実行 最判平成18・7・20民集60巻6号2499頁は、配当の手続が整備されていない私的実行の手続においては、劣後する譲渡担保権者による私的実行を認めると、先行する譲渡担保権者に優先権を行使する機会が与えられていないことから、後順位の譲渡担保権者による私的実行を認めなかった。譲渡担保法62条もこれを踏襲しているが、優先する譲渡担保権者全員の同意があれば、後順位者の実行を排除する理由がなく、62条1項はこれを認めることとした。

(4) 譲渡担保権設定者の受忍義務 法63条は、帰属清算の通知または処分清算譲渡に必要な行為を譲渡担保権者がしようとしているとき、設定者はこれを拒絶できないとして受忍義務を負わせている。例えば、譲渡担保権者または目的物の買受人が、目的物の状態を確認したいという希望を設定者に伝えた場合に、設定者は、保管場所への立ち入りを許容し、目的物を提示することが求められる。

(5) 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知 譲渡担保法の立法にに合わせて、動産譲渡登記に「競合担保登記目録」が導入される。法64条は、私的実行の際に他の動産譲渡担保権者に対する通知を、この競合担保登記目録に記載された担保権者に対してのみすれば足りるとする（占有改定等の譲渡担保権者に対しては通知不要）。このようにすることで、関連付けの登記をするインセンティブを高め、設定者に対して登記を備えている全ての担保権者に対して一律に通知する場合に生ずるコストや、設定者の信用毀損リスクを低下させることができる。

(6) 強制執行の特則 従来の判例法理では、私的実行のみで、民事執行法による競売はできなかった。譲渡担保法は、民事執行法の規定に従って、動産に対する強制執行等に配当要求をすることを認める（法72条1項。具体的な手続として、民執139条1項・2項、142条1項）。その前提として、民執123条1項・6項・7項により、動産譲渡登記において

動産譲渡担保権者（または留保売主等）として登記されている全ての者に対して、動産の差押えをした執行官が、その旨を通知する。

以上の他、動産競売の申立て（法72条2項、民執190条）、動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え（法73条：従来の判例〔例、最判昭和62・11・10民集41巻8号1559頁〕を明文化）、売却に伴う動産譲渡担保権の消滅（法74条、消除主義の採用）が規定されている。

## 8 集合動産譲渡担保契約

(1) 成立要件 「甲倉庫内の一切の在庫商品」のように、物の集合体を一括して担保の目的として債権者に担保目的で譲渡し、かつ、その構成部分の個々の商品が搬入と搬出、そして売却という形で変動する譲渡担保権を、「集合動産譲渡担保権」と呼ぶ。

第1に、譲渡担保動産の種類、および、第2に、譲渡担保動産を特定するために必要な事項（所在場所等）を指定することにより、将来において属する動産を含む範囲（動産特定範囲）を定め、動産特定範囲に属するものとして、譲渡担保の目的となる動産を特定する必要がある（法40条）。この動産特定範囲によって特定された「特定範囲所属動産」を、一体として、担保の目的と成しうるのが集合動産譲渡担保契約である。法40条は、譲渡担保契約を有効に締結するためには目的物の特定を要件とする、という趣旨を規定する。

譲渡担保法以前の判例では、「構成部分の変動する集合動産であつても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどの方法によつて目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的とすることができる」としていた（最判昭和62・11・10民集41巻8号1559頁）。これに対して、法40条は、譲渡担保契約の有効性の要件としての特定性について、動産の種類を必須の事項とした上で、それ以外については当事者が任意に選択して指定できるとした。つまり、種類は必須であるが、所在場所は例示にすぎない。換言すれば、所在場所は特定されていないが種類は特定されているというケースでも、集合動産譲渡担保権としては有効であると解しうる。

(2) 対抗要件 法41条1項は、集合動産譲渡担保権者が担保権を第三者に対抗するためには、動産特定範囲に（現に）属する動産の全部の「引渡し」を受けておけばよく、このことによって、将来においてこの動産特定範囲に属することになる動産（「特定範囲加入動産」）についても、優先弁済受領権を獲得するとした。つまり、設定後に動産特定範囲に含まれる動産についても、第三者に対する対抗力を備えることができるのであり、特定範囲加入動産について、加入時点で初めて動産譲渡担保権の第三者対抗力が生じるわけではない（加入時説の不採用、対抗要件具備時説の採用）。

法41条2項は、以上の例外として加入時説を採る。例えば、BもDも動産譲渡登記により対抗要件を具備している場合において、Cによる当該動産の担保負担付き譲渡があった場合、当該動産がA・B間の集合動産譲渡担保契約で指定された動産特定範囲に属した時

点と、Dの登記の時点との前後で優劣が決まる（法41条2項、32条によってDが優先）。この場合には、法36条の占有改定劣後ルールの適用もある。

なお、牽連性担保権と集合動産譲渡担保権が競合した場合、牽連性担保権のみなしに対抗要件具備（牽連性担保権の対抗要件が占有改定の場合であっても、それ以外の対抗要件具備として扱う、法31条2項）が、集合動産譲渡担保権の対抗要件具備（占有改定を除く）と、動産特定範囲への牽連性担保権の目的たる個別動産の加入時と同時、もしくは加入より後でなければ、牽連性担保権が優先する（法41条1項の「対抗要件具備時説」を法37条ただし書2号により「加入時説」に修正）。

(3) 集合動産譲渡担保権における設定者の処分権 集合動産譲渡担保権では、構成部分が変動することが想定されているので、設定者は動産特定範囲に属する動産について処分権を有する（法42条1項）。ただし、設定者が集合動産譲渡担保権者を「害を知っていたとき」は、その処分が無効となる（法42条1項ただし書）。

担保法制部会では中途まで「通常の事業（営業）の範囲」という前掲・最判平成18・7・20の基準が検討された。しかし、何が「通常の営業の範囲」かについてコンセンサスが得られず、「通常の事業の範囲」基準ではなく、主観基準による限界設定が採用された。

主観基準の判断については、設定者の担保価値維持義務（法43条）により、「動産特定範囲に属する動産」への補充可能性が重要な要素となる。もっとも、主観基準であると、処分の相手方である第三者には分からないため、第三者の保護の問題については、即時取得（民192条）の特則として設定者の処分権限についての第三者の善意のみで足り、無過失までは要求しないこととした（法42条3項）。また、設定者による本来なすべきでない処分に対して、集合動産譲渡担保権者は、予防請求をすることができる（法42条4項）。

(4) 補充義務・物上代位ほか 一般に、担保権設定者には担保価値維持義務が課せられる（最判平成18・12・21民集60巻10号3964頁）が、集合動産譲渡担保権においては、動産を補充するなどの方法によりそれを行うことが求められている（法43条）。

また、集合動産譲渡担保権において物上代位は、43条の補充義務が履行される間は認められないとして（法44条。9条の原則の特則）、最決平成22・12・2民集64巻8号1990頁の規範を採用した。

さらに、債務者が既存の債務について担保の供与をした場合、一定の要件の下で詐害行為にあたる（民424条の3）。法45条は、債務者である設定者が動産を動産特定範囲に属させる行為をした場合に「その動産を目的とする担保の供与があったものとみなし」て、詐害行為の該当性を民法424条の3で判断する。

(5) 集合動産譲渡担保権の実行 以上の集合動産譲渡担保権設定者の処分権限は、被担保債権が履行遅滞に陥り、譲渡担保権者から譲渡担保設定者に対して譲渡担保権実行通知がなされることによって剥奪され、それ以後、個別動産の処分ができなくなる（「固定

化)」。法66条は、法制定前の集合物論に依拠したものとみることができ、その上で(「特定範囲所属動産」。法40条参照)、その実行対象となる動産の範囲(「実行対象動産特定範囲」)が設定者に対する実行通知(法66条1項)時において固定化されるという見解(「実行通知時固定化説」)を採用した(法66条2項)。同時に、設定者は、実行通知時において実行対象動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない(法66条3項、実行通知による設定者の処分権限の喪失ないし消滅)。すなわち、集合動産譲渡担保権の実行通知の設定者への到達により、動産特定範囲への個別動産の流入が停止し、同時に、動産特定範囲からの個別動産の流出が停止するという二重の意味での「固定化」が生じる。

固定化後の実行は、特定動産譲渡担保権と同様(帰属清算・処分清算)である。実行通知後に動産特定範囲に加入した動産には譲渡担保権が及ばないという効果は、特約によっても覆せない(法66条6項)。実行通知において法40条各号に列挙された事項(譲渡担保動産の種類、譲渡担保動産の所在場所その他の事項)を指定することで、動産特定範囲の一部についてのみ「固定化」を生じさせることもできる(法66条5項)。しかし、動産特定範囲に属する動産に対して、民事執行法による差押え(譲渡担保権者自身による場合と第三者による場合双方を含む。法69条1項・70条参照)があった場合には、その動産特定範囲内にある全ての動産について固定化が生じるため、私的実行の場合と異なり、一部実行は認められていない(法69条・70条には66条5項に相当する条文がない)。

なお、破産・民事再生手続などの開始決定があった場合、法66条1項の私的実行の通知があったものとみなして、以後、動産特定範囲に流入してきた個別動産には譲渡担保権の効力は及ばない(法106条)。

(6) 集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等 集合動産譲渡担保権による私的実行等による債権回収から1年以内に債務者に破産手続開始の決定等がなされた場合、その回収金額が、①集合動産譲渡担保権の目的動産の価額の90%相当額、もしくは②実行費用および被担保債権額(ただし、複数の集合動産譲渡担保権が存在する場合、最も優先する集合動産譲渡担保権の被担保債権に限られる)の元本のいずれか大きい金額を超過していれば、超過相当額を破産財団などに組み入れる義務が、集合動産譲渡担保権者に課されている(法71条1項)。

担保権者のこの義務は、集合動産譲渡担保権が事業者の資産を広範囲に担保目的物として把握する性質を有している中で、事業者(債務者)が経営破綻した場合、当該目的物の価値維持に一定程度貢献した労働者を含む一般債権者の犠牲のもとに(これらの者の引当財産が枯渇する一方で)集合動産譲渡担保権者のみが優先されることは、一般債権者保護の観点から妥当でないとの指摘が、担保法制部会で労働者代表の委員からなされたため、規定化された。

なお、この組入義務は、集合債権譲渡担保権にも準用されている(法95条・71条)。

## 9 債権譲渡担保権

(1) 意義等 債権譲渡担保権は、法2条1号・11号が定義を規定する。債権譲渡担保契約に関する規定(法第2章第1節第3款、第2節第2款)が適用されるのは、民法の規定により譲渡し得る債権を目的とする譲渡担保契約である。債権譲渡担保権の債務者対抗要件(民467条1項)が具備されると、第三債務者は、設定者に対して弁済その他の債務消滅行為をすることはできない(民468条1項)。

法47条によれば、ある債権の債務者が債権譲渡担保権者(以下「譲渡担保権者」と略す)となつてその債権の譲渡を受けても、混同(民520条)によっては消滅しない。よつて、設定者が担保権者に対して有する債権に譲渡担保権を設定することも可能である。従来は混同によって消滅するため不可とされていたが、債権質と同様の扱いに改めたものである。

(2) 債権譲渡担保権の第三債務者の弁済等 債権譲渡担保権の第三債務者対抗要件の具備後、第三債務者は、譲渡担保権者に対して弁済その他の債務消滅行為をすることができ、これらの事由をもつて設定者等に対抗できる(法48条1項前段)。第三債務者は、自己を債務者とする債権の譲渡が担保目的でなされたのか、真正譲渡なのか、また仮に担保であると理解していても、被担保債権額やその弁済期を知る立場にはない。債権譲渡担保権設定者(自己の債権者)から譲渡通知を受け(または第三債務者から承諾し)た場合(民467条1項)、第三債務者としては譲渡担保権は債権譲渡担保権者に移転したと受け止め、自己の債務の弁済期が到来すれば債権譲渡担保権者に対して弁済等の債務消滅行為をする。法48条は、第三債務者のこのような行為を有効とする。

他方、譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、設定者に対し、第三債務者から受けた利益の価額を支払う義務(=清算義務)がなく(法48条1項後段)、弁済期到来後に清算を行う(同条2項)。第三債務者が債権譲渡担保権者に支払った金銭は、受領した担保権者の立場からは、本来、弁済期前であるため被担保債権に充当できず、設定者に不当利得として返還することを要する。法48条1項後段は、その返還を免責するものである。他方、法48条3項は設定者が自らの権利を譲渡した場合に、譲渡担保権者が清算金を誰に支払うことになるのかを規定する。

次に、法48条4項は、譲渡担保権の被担保債権の弁済期到来前に、譲渡担保権の弁済期が到来した場合の、第三債務者の供託権を定める。整備法による改正前の民法366条3項、改正後の同条4項と同一の規律である。従来、民法366条2項は、債権質権者の目的債権の取立権を被担保債権額に制限していたが、法48条に合わせて、整備法により同様の規律を導入して2025年に改正された。

複数の債権譲渡担保権の順位は、第三者対抗要件具備の先後による(法49条、民373条と同趣旨)。第三者対抗要件が債権譲渡登記である場合に限つて、順位の変更が認められる(法50条・52条)。転動産譲渡担保権の規定(法38条2項～7項)を法52条2項で準用するな

どして、転債権譲渡担保権も可能である。

(3) 債権譲渡担保権者による債権の取立て 譲渡担保権者は、被担保債権に不履行が生じれば、目的債権を直接取り立てることができる(法92条)。このとき、取立時に譲渡担保債権が被担保債権よりも多額であるときにも、譲渡担保債権全額を取り立てることができる(債権質の民366条1項も整備法により同様に改正)。また、譲渡担保債権の弁済期が被担保債権より先に到来した場合は、第三債務者をして供託させることができる(法48条4項。民366条4項も同旨)。

## 10 集合債権譲渡担保権

(1) 意義 集合債権譲渡担保契約は、発生年月日、発生原因その他の事項によって範囲「債権特定範囲」を定め、この範囲に属する債権(将来債権を含む)を、一括して目的とする譲渡担保契約である(法53条)。例えば、「〇月〇日付基本契約に基づき、△月△日から◇月◇日までに発生する、A社のB社に対する売買代金債権」を譲渡する、という契約である。債権特定範囲を定めるために指定すべき事項については、特に制限はなく(法53条)、将来債権が含まれる形で債権特定範囲を定めることが必要である。もっとも、集合動産譲渡担保権と異なり、集合物論に対応する「集合債権論」は、譲渡担保法以前の判例でも採用されず、あくまで「個々の債権の集合(束)」の譲渡にすぎない。対抗要件は民法467条と特例法4条の債権譲渡登記である。契約において設定者が債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、設定者は債権特定範囲に属する債権の取立てができる(法53条1項)。

この場合にも、第三債務者は、集合債権譲渡担保権者に対する弁済等により免責されるが、取り立てた金銭は設定者の使用が許されたものであるから、譲渡担保権者は弁済等により受けた利益の価額に相当する金銭を設定者に支払う必要がある(同条2項。清算義務)。

(2) 集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用 債権譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、担保権者を害する程度に減少しないように、集合債権全体の価値を維持しなければならない(法54条1項→43条、担保価値維持義務)。このとき、法54条では42条の準用はなく、設定者による取立権限のない取立てや債権の処分は無効と解され、第三者の保護規定は存在しない。集合債権譲渡担保権は、譲渡担保債権につき、すでに第三者対抗要件を備えていて、無権限処分には即時取得の保護もないことを理由とする。これに対して、債務者対抗要件が備わっている場合の第三債務者の保護は、前掲の法48条の譲渡担保権者に対する弁済などの主張による。

また、法54条2項は、設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させる行為としてその債権を担保として供与したものとみなして、偏頗行為の詐害行為取消しが可能であるとす(法45条の準用)。

(3) 集合債権譲渡担保権の實行 債権譲渡担保権においても、動産譲渡担保権と同様、帰属清算方式または処分清算方式の實行が認められ、読替え付の準用規定が置かれている(法93条)。しかし、直接取立てが可能である以上、実際にどの程度利用されるのかは疑問である。

集合債権譲渡担保権の實行の通知がされたときは、設定者は債権特定範囲に属する債権の取立権限を失う(法94条本文、設定者の取立権限付与の特約がある場合のみ)。もっとも、第三債務者にもその旨を通知しないと、設定者の取立権限の喪失は対抗できない(同条ただし書)。

では、法92条1項前段による設定者への取立権限の付与がない場合には、法94条1項の反対解釈により実行通知なしに直ちに取立て可能か。この点については争いがある。

## 11 所有権留保

(1) 所有権留保の類型 まず、売主所有権留保と第三者与信型所有権留保の2つの類型が規定されている(法2条16号)。売主所有権留保は、「動産(抵当権の目的とすることができもの(第一号イ(1)及び(2)に掲げるものを除く。))を除く。以下同じ。)の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約(口において「売買契約等」という。)であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの」をいう(法2条16号イ。最判平成30・12・7民集72巻6号1044頁)。実質的には牽連性担保権として機能する売主所有権留保は、法109条1項の例外として、所有権留保動産の「引渡し」がなくても第三者に対抗可能で(法109条2項)、かつ、競合する集合動産譲渡担保権にも優先する(法31条2項・111条1項・37条・111条3項)。

第三者(与信型)所有権留保は、「売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けるべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であって、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの」をいう(法2条16号ロ。最判平成22・6・4民集64巻4号1107頁、最判平成29・12・7民集71巻10号1925頁)。

さらに、条文上は明確でないものの、狭義と広義の2類型も散見される。すなわち、狭義の所有権留保(所有権留保の目的である動産との間に牽連性のある債権のみを被担保債権とする所有権留保)については、現行の実務(例、前掲・最判平成30・12・7)も踏まえ、対抗要件を具備することなく第三者に対抗することができる(法109条2項)。狭義の牽連性担保権(法31条2項)に対応するものである。次に、広義の所有権留保(拡大された所有

権留保)は、所有権留保の目的である動産との間に牽連性のない債権をも被担保債権に含む所有権留保をいう。こちらは、動産譲渡担保権と同様に対抗要件具備が必要(法109条1項)であり、広義の牽連性担保権(法31条1項)に対応するものである。

(2) 対抗要件とその例外 これらの対抗要件は「引渡し」、ないし登記・登録を要する場合にはそれらの具備である(法109条1項)。譲渡担保法以前の対抗要件不要とは異なる。自動車の登録も対抗要件としての位置付けとなった(保護資格要件ではない。前掲・最判平成22・6・4は修正された)。さらに、譲渡担保契約等整備法により、動産譲渡登記も「所有権の留保の登記」が可能になった(特例法3条1項・13条の2)。

しかし、牽連性のある金銭債務のみを担保する所有権留保(狭義の所有権留保)の場合、「引渡し」がなくても第三者に対抗することができる(法109条2項、37条、111条1項・3項)。譲渡担保法以前の前掲・最判平成30・12・7の結論は、この措置によって譲渡担保法の下でも維持される。この準則は、法31条1項の牽連性担保権としての動産譲渡担保権と軌を一にするものの、留保所有権等が「引渡し」を備えていることを前提とする(牽連性担保権としての対抗要件の特例+優先順位の特例の重畳適用)。結局のところ、所有権留保を含めて、牽連性担保権は、法31条1項で「引渡し」なしに第三者対抗力を有するとしながら、法32条および35条~37条との関係では、実際には法31条2項(狭義の所有権留保については法109条2項)で「引渡し」があったものとして扱い、さらに、動産・債権譲渡特例法で所有権留保登記を備えることもできる、という扱いを受けることになる。

狭義の牽連性担保権および狭義の所有権留保が特別の優先を認められる理由としては、①このような動産譲渡担保権等の目的物である動産は売主が売却したことによって買主の財産を構成するに至ったのであるから、売主がその動産から優先的にその債権の弁済を受けられるとすることが実質的公平にかなうこと、②既に他の担保権が設定されている場合に売主の担保権が劣後することとすれば、売主はその売買代金債権を保全する手段を失うこととなり、買主との取引を中止せざるを得ないこと、③競合する担保権者にとっても、融資先である買主が代金を完済しないまま売主から目的物の引渡しを受けている可能性があることは想定すべきであること、等が挙げられる。

(3) 牽連性担保権と所有権留保の優先に関する時的限界(法37条) 以上の特別の優先には、法37条ただし書による時的限界が制約として課せられている。この時的限界は、法37条1号から4号の事由が生じた時より後に牽連性担保権者が「引渡し」を受けたときにはその優先を受けられないというものであるから、これらの事由が生じた時点と、牽連性担保権者が引渡しを受けた時が同時である場合には、なお優先権を与えられる。

一方、対抗力ある集合動産譲渡担保権の設定者が動産を購入し、直ちに「引渡し」を受けたときは、動産特定範囲の設定の仕方によっては、売買契約と同時に目的物が動産特定範囲に加入する(優先権の時的限界が到来する)ことがあり得る。しかし、売買契約と同時に

所有権留保契約（または譲渡担保契約）を締結し、引渡しを受けた場合には、集合動産譲渡担保権者が引渡しを受け、かつ、これが動産特定範囲に加入した時点と、牽連性担保権者が引渡しを受けた時点が同時であるから、牽連性担保権者は、法37条本文による優先権を失わない。

同様に、狭義の牽連性担保権は、本項（法31条2項）により、その設定契約と同時に占有改定以外の方法によって引渡しを受けたものとみなされるから、動産の売買契約と同時に所有権留保契約等を締結すれば、集合動産譲渡担保権者が引渡しを受け、目的物がその動産特定範囲に加入した時点と遅くとも同時に、引渡しを受けたことになる。このため、狭義の牽連性担保権は、この規律（法31条2項）があることにより、集合動産譲渡担保権に対する優先権を失わない。

また、狭義の売主所有権留保（法2条16号イ）の場合には、常に法31条1項の牽連性担保権に当然に該当し、かつ同条2項の適用を受けるから、所有権留保の契約時に占有改定以外の方法により当該動産の引渡しがあったものとみなされる（法31条2項・111条1項）。その結果、法37条各号所定の時点より後に留保売主等が所有権留保動産の「引渡し」を受けることがあり得ない。特に、集合動産譲渡担保権と競合した場合、遅くとも所有権留保動産が動産特定範囲に属した時以前に引渡しながされたこととなるため、法37条本文の適用により、留保所有権が先行する集合動産譲渡担保権に優先する。この結論は、譲渡法以前の判例（前掲・最判平成30・12・7）に一致する。

以上の売主所有権留保について示したルールは、第三者与信型所有権留保（法2条16号ロ・109条2項2号）にも原則として妥当する。法31条1項2号は、売主に対する代金立替払の求償債務の場合の牽連性担保権を定める。これは、第三者所有権留保の法109条2項2号と軌を一にする。後者の場合、売主と買主との間で所有権留保が合意され、代金債務を融資者が支払い、売主の地位に代位する（前掲・最判平成29・12・7参照）。売主・買主間で所有権留保の合意がなされた時点で占有改定がなされることが観念でき、融資者は売主に代位するのみで、融資者固有の対抗要件具備を観念する必要はない。以上により、法31条1項2号・109条2項2号が充足され、31条2項が適用されることとなる。結果として、法37条ただし書2号が適用され、当該譲渡担保動産ないし所有権留保動産が集合動産譲渡担保権の動産特定範囲に帰属した時点より前に引渡しがあったことになり、集合動産譲渡担保権に優先する。

## 12 根譲渡担保契約

法13条は、「譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができる。」と定める。つまり、譲渡担保についても変動する不特定の債権を担保する、いわゆる根担保が可能である。

## 補 遺

根譲渡担保契約に関する規律は、根抵当権の規律を下敷きとしているので、基本的にはそちら（本書226～231頁：根抵当）を参照されたい。ただ、根抵当権と異なり、根譲渡担保契約では極度額の定めが必須とされていない（民398条の2と法14条を対比せよ）。後順位譲渡担保権の設定は認められるものの（法7条）、その実行は先順位担保権者全員の同意を要する（法62条）。後順位譲渡担保権者の利益は、極度額の定めがなくても、先順位担保権者と調整して図られると考えられる。

### 13 その他の財産を目的とする譲渡担保契約

不動産以外の財産権、例えばリース契約等を目的とする譲渡担保契約についても、譲渡担保法の規定が適用される（法55～58条。実行について法96条）。

### 14 その他の担保法関連の改正

2024年の家族法改正では、離婚後の子の監護費用の支払の確保のため、民法308条の2・306条3号によって「子の監護費用の先取特権」が設けられた。

他方、2025年の譲渡担保法制定と合わせて、民法371条において、従前の「その後が生じた抵当不動産の果実に及ぶ」の文言が、「抵当不動産の果実（収取されていないものに限る。）に及ぶ」という文言に修正された。法28条が「後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実」と表現したことに対応する。法定果実に対する効力は、物上代位として民法372条や譲渡担保法9条を根拠と構成するのが自然な解釈といえるだろう。

以上

[小山泰史]